

# 令和元年第6回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和元年6月20日（木） 午前9時30分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（9名）

1番	坂元勝志	2番	坂元兼一
3番	田畑和成	4番	豊増文夫
		6番	南原奈美子
7番	赤崎敬一郎	8番	吉留義晃
9番	栗牧伸一	10番	池山準一

出席推進委員（21名）

11番	下市博彰	12番	甫立浩二	13番	野間菊昭
14番	山崎博文	15番	久保菌正昭	16番	柿園藤男
17番	帖佐達郎	18番	三腰修一	19番	竹井好博
20番	長野壯二	21番	濱田誠	22番	徳留伸一
23番	下屋敷正	24番	野元秀一		
26番	堀之内睦	27番	上屋敷守	28番	大迫勝哉
29番	竹之内重則	30番	熊田孝治		
				34番	坂元智一
35番	黒瀬陸朗				

職員（5名）

事務局長	岩下純一
農地係長	松山明浩
農地係主査	下大迫誠
農地係主査	福留章乃
農政課農業振興係	竹内くるみ
農地中間管理事業推進員	外川内勉

4 欠席農業委員（1名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について（6件）
- (2) 議案第2号 農地法第4条申請について（2件）
- (3) 議案第3号 農地法第5条申請について（4件）
- (4) 議案第4号 農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について（1件）
- (5) 議案第5号 農用地利用集積計画について（36件）
- (6) 議案第6号 非農地証明について（1件）
- (7) その他

6 その他

事務局長	ただ今から令和元年第6回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。 出席人員につきましては、10名中9名の出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、推進委員25名中21名の出席をいただいています。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いいたします。
議長(会長)	それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。、 2番 坂元兼一委員、3番 田畑和成委員をお願いいたします。  次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。  (なしの声あり)  意見が無いようですので、会務報告を終わります。  次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局 (下大迫)	「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明 農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
12番委員	6-1番について説明をいたします。渡人の●●さんと受人の●●さんは姉妹でございます。土地は●●さんが10年位耕作されておりました、現在、かぼちゃも作付されているようでありました。本来は姉妹でございますので売買は必要ないのですが渡人がお金が必要とのことで今回売買の話が成立したようです。受人の●●さんが作っている畑と一緒に耕作されていまして境界は確認できませんでしたが姉妹でありまして10年前から管理されていますことから妥当ではないかと判断いたしました。お願いいたします。
30番委員	6-2番について説明をいたします。渡人の●●さんと受人の●●さんは同じ集落の方で申請地は長い間耕作されていまして。今回●●さんから申請地はどうにかならぬかなという申し出がありましたところが逆に購入してもらえないかと話されたようです。購入後は畑にされると思

っています。また、申請地は道路と宅地に囲まれていますので境界ははっきりしています。

1 3 番委員 6-3番について説明いたします。渡人の●●さんは高齢であり、体調を悪くされています。受人の●●くんがこの水田につきましては耕作しているということで、買ってもらえないかと以前から相談があったそうです。今回、売買の話がまとまったようであります。進入路、境界もしっかりしていますので、問題はないと思われまます。よろしくお願ひします。

2 1 番委員 6-4番について説明いたします。渡人の●●さんは受人の●●さんと親戚でありまして、現在はこの田は受人の●●さんが耕作されています。渡人の●●さんは今後帰ってきて農業をされることはないことから今回、贈与ということで話がまとまったようです。

1 6 番委員 6-5番について説明いたします。渡人の●●さんと受人の●●さんは親子であります。この水田は3筆とも水の取り入れ口が悪く米づくりに向かないために20数年来転作されておりました。本年も畜産農家とイタリアンライグラスを契約栽培されており、刈り取られた後もきちんと耕運され管理されておりました。進入路、境界についてははっきりしており何ら問題はないと思ひます。よろしくお願ひいたします。

事務局 6-6番について説明いたします。この圃場につきまして以前から受人の●●さんが耕作されておまして今回、●●さんからの要望で売買が成立したということです。場所につきましては、求名稲留神社前の自作地の隣接で境界もしっかりしており問題はないということで●●委員からの報告がございました。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に關しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

5 番委員 売買価格について教えていただきたい。単価は決まっていますでしょうか。

事務局 双方の話し合ひで決めていただひておひます。一律の単価設定は難しいです。

5 番委員 分かりました。

議長 他にござひませんか。

(なしの声あり)

意見が無ひようですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、

原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の6-1番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山)

議案第2号「農地法第4条許可申請について」の6-1番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

24番委員

6-1番について説明いたします。申請地は29ページをご覧ください。この図の通路の反対側には既に牛舎が建築されています。この周辺一帯は申請人の●●さんが牛舎を建築されています。何ら問題はないかと思われまます。よろしくをお願いします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局  
(松山)  
議長

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の6-1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の6-1番について、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の6-2番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

議案第2号「農地法第4条許可申請について」の6-2番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

30番委員 6-2番について説明いたします。申請地は30ページをご覧ください。今回の申請地については、すでに太陽光発電をされていますが、この区域に入っていると申請人は思っておられてようですが、実際はこの申請地は漏れていたとのことで追加申請されるもので、申請人は反省されており始末書も提出されています。以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明  
（松山）

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声あり）

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の6-2番について追認許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の6-2番について、追認許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の6-1番・2番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6-1番・2番について説明  
（松山）  
申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

15番委員 6-1番と2番について説明いたします。申請地は31ページになります。場所は、宮之城学校給食センターの隣接地にあり町道と宅地、一部畑に囲まれているわけでございます。渡人の●●さんと●●さんは70歳の方で今までは畜産農家に飼料畑として貸しておられたわけですが、今回●●産業の方から駐車場に貸していただけないか相談があり畜産農家には農地を返していただき貸すことにしたとのことでした。施設の排水につきましては町道の側溝に流すとのことです。以上でございます。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局  
(松山)  
議長

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の6-1番・2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の6-1番及び2番について、許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の6-3番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6-3番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

13番委員

6-3番について説明いたします。資料は32ページをご覧ください。太陽光発電施設を設置したいと渡人の●●さんに話があったそうです。●●さんも耕作が難しいとのことで、そのまましておくのももったいないということで、貸す話になったようです。申請地の左側にはすでに太陽光発電施設が設置されています。右側には渡人所有の畑です。特に問題はないと思います。排水につきましては、道路側に大きな側溝が設置されており問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局  
(松山)  
議長

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の6-1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の6—3番について、許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の6—4番についてを議題といたします。

なお、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」についても関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山)

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の6—4番について説明(関連部分の議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」について説明)

申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

27番委員

6—4について説明いたします。場所は虎居の上向交差点から紫尾温泉方面へ行った所になります。隣には既に家が建ってましてこれの隣に建てるという計画です。境界もしっかりしておりました。なお、敷地と道路とは段差がありまして計画では浄化槽の排水が水路に乗らないことから盛り土をするよう要請しました。このほか、境界にはブロックを積まれるそうです。よろしくをお願いします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局  
(松山)

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

他にございませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の6—4番について農振除外を条件として許可することに賛成の方と議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請」についても承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の6

—4番については、農振除外を条件として許可することに決定いたします。  
また、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請」についても承認することを決定いたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(福留)

議案第5号「農用地利用集積計画について朗読及び説明」  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長

議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第6号「非農地証明願いについて」を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山)

議案第6号「非農地証明願いについて」説明

議長

ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

21番委員

6-1番について報告いたします。申請地は藺牟田池に上っていく途中にあります。現地は数年前まで畜産をされている方が飼料を作っておられました。その方も農業を辞められました。その後所有者が借り手を見つめられたそうですが、耕作者がおられず手つかずの状態となったようです。所有者を含めて親戚の方も全て町外にいらっしゃるということでありまして、帰ってきて農業をすることも無いそうで、現地は竹が入ってきてまして少し木も生えてることから原野と判断いたしました。以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の、議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第6号「非農地証明願い」については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第6号「非農地証明願い」については、妥当とすることに決定いたします。

次に、「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局は何かありますか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他にはいります。その他で事務局より事務連絡はありませんか。

事務局

別紙資料について

- ・非農地証明の配布について（法務局との協議結果）
- ・九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会について
- ・現段階での県外研修への参加の有無について（喫煙）
- ・雲仙市農業委員会視察研修受入れ（7/25）
- ・認定農業者との意見交換会（7/31：15：00～）
- ・公務災害補償制度の集金について
- ・農作業事故防止研修会について（7/17）

議長

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

(なしの声あり)

それでは、以上をもちまして、令和元年第6回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

以上で総会を終了いたします。

全員ご起立ください。一同礼、お疲れさまでした。

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する

会 長

委 員

委 員